

令和5年7月10日

会 員 各 位

建設業労働災害防止協会高知県支部  
支部長 西野精晃

## 会員証明書の発行及び手数料の廃止について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当支部事業の推進につきまして格別のご指導ご協力を賜り心より御礼申し上げます。

さて、建設業労働災害防止協会高知県支部の会員事業者については、高知県における高知県建設工事競争入札参加資格審査において地域点数【安全対策項目(加算点5点)】の評価を受けるため当支部より会員証明書を発行し、その手数料(点数加算の価値も含む)として1通あたり2千円をいただいていたところです。

しかしながら令和5年度より高知県における審査方法が紙媒体から電子へと移行する流れを受け、当支部の役員会にて諮問の結果、会員事業者への更なるサービス向上という理念のもと令和5年度より手数料を徴収しないことを機関決定いたしました。

今後は県側の意向を踏まえ、会員事業者全社の名簿をデータにてお渡しする事になります。このことにより、全ての会員事業者に地域点数5点の加算措置がなされます事をお含みおきください。

### 《補足》

高知県では令和6年度の格付けより残留措置の適用。

土木一式工事において、地域の社会資本整備・管理の担い手確保等の観点から、国土交通省直轄工事の競争参加資格登録において適用されている上位等級に昇級する企業について、従前の等級に留まることを認める。

※下位等級へ降級する場合には、残留措置は適用されません。

※国土交通省直轄工事とは異なり、適用される業種は「土木一式工事」のみとなります。